

平成30年度 学童保育所入所申し込み

12月5日(火)～13日(水)

■受付期間12月5日(火)～13日(水) 午前8時30分～午後5時

※12月9日(土)を除く

■市内在住で、保護者の就労等により放課後の保育を受けられない児童で、平成30年4月1日時点で、次のいずれかに該当する児童(保護者以外の方が保育に当たることができる場合は該当しません)

▽小学校3年生までの児童

▽愛の手帳3・4度、身体障害者手帳5～7級を所持または医師の診断書を提示し、学童保育所での集団生活に支障がないと認められる小学校4年生までの児童

■定員等左表のとおり
※学童保育所内の第1～3の指定はできません
■育成料世帯の市・都民税課

学童保育所名	学区域	定員	住所・電話番号
さくらなみ第1	第一小学校	60人	本町1-2-13 (☎042-383-1183)
// 第2		50人	
たけとんぼ第1	第二小学校	55人	桜町2-3-60 (☎042-383-5488)
// 第2		35人	
あかね第1	第三小学校	40人	梶野町5-7-33 (☎042-385-3370)
// 第2		40人	
// 第3		40人	
さわらび第1	第四小学校	60人	貫井南町3-6-27 (☎042-383-5489)
// 第2		30人	
たまむし第1	東小学校	60人	東町4-25-7 東児童館内 (☎042-385-9280)
// 第2		30人	
まえはら第1	前原小学校	60人	前原町3-3-16 (☎042-383-1179)
// 第2		30人	
ほんちょう	本町小学校	60人	本町5-4-25 本町児童館内 (☎042-385-3360)
みどり第1	緑小学校	60人	緑町4-18-25 緑児童館内 (☎042-383-1178)
// 第2		20人	
みなみ第1	南小学校	40人	前原町2-2-21 (☎042-383-1167)
// 第2		40人	

387-9847)

11月は児童虐待防止推進月間

いち早く 知らせる勇気 つなぐ声

(平成29年度「児童虐待防止推進月間」標語)

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」としています。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【児童虐待とは】
児童虐待は、重大な人権侵害行為です。子どもが嫌いだから、憎いからというだけではなく、しつけや訓練などの親の思いや愛情から生まれた行為でも、子どもの心身を傷つける行為は虐待です。

【おかしい?と感じたら迷わず連絡】
皆さんの連絡が子どもたちのSOSをキャッチするきっかけになります。秘密は守られますので、心配な

こと、気になることがありましたらご連絡ください。

- 【通告・相談】
- ▷子ども家庭支援センター(相談窓口) = ☎042-321-3146 (月曜～土曜日午前9時～午後5時)
- ▷東京都小平児童相談所(緊急時) = ☎042-467-3711 (月曜～金曜日午前9時～午後5時45分)
- ▷児童相談所全国共通ダイヤル(緊急時) = ☎189 (お近くの児童相談所につながります。つながらない場合は、☎0570-064-000へ)
- ▷小金井警察署(緊急時) = ☎042-381-0110

虐待には、4つのタイプがあります。これらは、単独で起こるわけではなく重複して現れることが多いのです。

身体的虐待

- 身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること
- 殴る・ける・たばこの火を押し付ける・熱湯をかける など
- あざや傷、やけど、骨折。ひどい場合には、後遺症を残したり、死に至ることもある。

心理的虐待

- 著しい暴言または著しい拒絶的な対応、家庭内における配偶者に対する暴力
- 子どもの存在を否定するような暴言・発達段階や能力以上のことを要求し、できないとしかる。
- 子どもの前でDV(夫・妻・パートナーへの暴力)を行う など
- 強いおびえ、うつ状態、無感動・無反応、強い攻撃性など、日常生活に支障をきたす精神症状が現れる。

ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

- 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置
- 家や車の中に放置する・食事やふろなどの世話をしない・健康を損ねても治療しない・同居人の子どもの暴力を見逃す など
- 発育・発達がひどく遅れたり、極端な場合には、栄養失調や脱水症状などから死に至ることもある。

性的虐待

- 性的ないたずらをしたり、性的関係を強要したりする。
- 性的行為を見せる・ポルノなどの性的商品の対象にする など
- 異性への極端な嫌悪感を植え付けてしまうなど、子どもの心身に大きな傷を残す。

たくさんのお会いを大切に ご利用ください 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、地域の子育て家庭を支援し、子どもとその家族が安心して健康に生活することができる地域づくりをめざしています。

友達の輪を広げるお手伝いや、子育てに関する情報を提供します。

子どもに関するあらゆる相談もお受けします。

気軽にご利用ください。

【①子育て相談】
一人で悩まないで一緒に考えましょう。職員に気軽に相談してください。電話でも相談できます。

【②ママの相談】
専門の相談員(臨床心理士)が相談に応じます(不定期)。事前の予約が必要です。

【③親子あそびひろば】
親子が安心して楽しく遊べる自由なスペースです。スタッフも一緒に交流します。飲めるスペースもあります。

【④開設日火曜～土曜日午前10時～午後4時

【⑤子どもショートステイ】
保護者の傷病・看護、冠婚葬祭・出張、育児疲れ・育児不安などで、子どもを養育することが困難になったときに、市が指定する児童養護施設で短期間(宿泊)子どもをお預かりします。

【⑥育児支援ヘルパー】
¥1泊3千円(2食付。実費負担あり)※生活保護世帯等は無料
出産直後で介助する方がいない家庭や多胎の家庭、育児が困難な状況にある家庭に対して、相談に応じヘルパーを派遣します。

【⑦1時間千円(実費負担あり)】※生活保護世帯等は無料

◆共通◆
所保健センター1階
■開館日月曜～土曜日午前9時～午後5時(祝日を除く)

■市内在住の18歳までの子どもと保護者、地域で子育てにかかわる活動をしている方やこれから活動しようとする方(⑥は年齢制限あり)

■⑤⑥申請書は子育て支援課(市役所第二庁舎3階)、子ども家庭支援センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。申請は同センターで受け付けます

■子ども家庭支援センター

①②相談専用 ☎042-321-3146、③④ ☎042-321-3141、⑤⑥ ☎042-321-3161、子育て支援課子育て支援係 ☎042-387-9836

